

= CFAの給付金制度 =

通常の給付金制度の利用を検討されている方へ朗報です！

当校の給付金制度

当校では、厚生労働省の教育訓練給付制度は導入しておりません。ただし、教育訓練給付の受給要件に該当する方を対象に、教育訓練給付金よりも支給率の高い給付金をご用意しております。

給付金制度 比較

他校が導入している教育訓練給付金と比べてください。

<厚生労働省の教育訓練給付金>

対象者：3年以上の被保険者期間
要件：8割以上の受講
7割以上の成績
支給時期：受講終了後
支給額：受講料の20%

<CFAの給付金>

対象者：3年以上の被保険者期間
要件：7割以上の受講
6割以上の成績
支給時期：受講終了後
支給額：受講料の25%

適用される講座

プライベートレッスン
40回コース 16万円

- ※ 有効期限は1年以内とします
- ※ 赴任コースを除きます
- ※ お一人様1回限りとします

参考 教育訓練給付金とは？

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%（支給要件期間が3年以上の者。ただし、初回に限り、1年以上の者。）に相当する額（上限10万円）がハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。